

雇児発 0331 第 2 号
平成 29 年 3 月 31 日

各

都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市長

 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会等の
制定について（通知）

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）が平成 29 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、「児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会」（平成 29 年厚生労働省告示第 130 号）、「児童福祉法第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準」（平成 29 年厚生労働省告示第 131 号）、「児童福祉法第二十五条の二第八項の厚生労働大臣が定める基準」（平成 29 年厚生労働省告示第 132 号）及び「児童福祉法施行規則第六条第十一号の厚生労働大臣が定める講習会」（平成 29 年厚生労働省告示第 134 号）が同年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から適用することとしている。

告示の内容は下記のとおりであり、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。

なお、改正法の趣旨及び内容等については、改正法の公布に際し、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（平成 28 年 6 月 3 日付け雇用均等・児童家庭局長通知）において既に通知しているところであり、改正法の施行に伴い義務化される児童福祉司等の研修等の詳細については、別途「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇用均等・児童家庭局長通知）において通知する。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

第 1 趣旨

改正法において、児童相談所等の専門性を強化するため、児童福祉司や要保護

児童対策調整機関に配置される調整担当者について、研修の受講を義務化する等の改正が行われた。改正法の施行に伴い、研修の基準等を定めるため、告示を制定する。

第2 主な内容

1 児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会

(1) 趣旨

改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第13条第3項第5号において、社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司に任用する場合は、厚生労働大臣の定める講習会の課程を修了することが新たに要件とされたため、当該講習会の課程として、修業期間、科目、時間数等を定める。

(2) 内容

- 一 都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び児童福祉法第59条の4第1項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
- 二 講義及び演習により行うものであること。
- 三 修業期間は、おおむね1月以内であること。
- 四 講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 五 別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 六 講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

別表

区分	科目	時間
講義及び演習	児童の権利擁護	1.5
	児童家庭福祉における倫理的配慮	1.5
	児童家庭相談援助制度及び実施体制	1.5
	児童の成長・発達と生育環境	3.0
	ソーシャルワークの基本	1.5
	児童家庭支援のためのケースマネジメントの基本	4.5
	児童相談所における方針決定の過程	1.5
	社会的養護における自立支援	3.0
	関係機関との連携・協働と在宅支援	3.0
	行政権限の行使と司法手続	1.5
	児童虐待への対応の基本	4.5
	少年非行への対応の基本	1.5
	障害相談・支援の基本	1.5

2 児童福祉法第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準

(1) 趣旨

新児童福祉法第 13 条第 8 項において、児童福祉司は厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることが義務付けられたため、当該基準として、修業期間、科目、時間数等を定める。

(2) 内容

①児童福祉司一般に係る研修の基準

- 一 都道府県又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
- 二 講義及び演習により行うものであること。
- 三 修業期間は、おおむね 6 月以内であること。
- 四 講習会の内容は、別表第 1 に定めるもの以上であること。
- 五 別表第 1 に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 六 講師は、別表第 1 に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

別表第 1

区分	科目	時間
講義及び演習	児童家庭支援のためのケースマネジメント	6.0
	児童の面接・家族面接に関する技術	1.5
	児童相談所における方針決定の過程	1.5
	社会的養護における自立支援	4.5
	関係機関との連携・協働と在宅支援	4.5
	行政権限の行使と司法手続	3.0
	児童虐待への対応	6.0
	少年非行への対応	3.0

②指導及び教育を担当する児童福祉司に係る研修の基準

- 一 都道府県又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
- 二 講義及び演習により行うものであること。
- 三 修業期間は、おおむね 6 月以内であること。
- 四 講習会の内容は、別表第 2 に定めるもの以上であること。
- 五 別表第 2 に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 六 講師は、別表第 2 に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

別表第 2

区分	科目	時間
講義	児童の権利擁護と児童家庭福祉の現状・課題	1.5
	スーパービジョンの基本	1.5
	児童の発達と虐待の影響、児童の生活に関する諸問題	1.5

	ソーシャルワークとケースマネジメント	1.5
演習	児童家庭支援のためのケースマネジメント	3.0
	児童の面接・家族面接に関する技術	1.5
	関係機関との連携・協働と在宅支援	1.5
	行政権限の行使と司法手続	1.5
	児童虐待への対応	6.0
	少年非行への対応	1.5
	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	3.0
	スーパービジョンの基本	4.5

3 児童福祉法第二十五条の二第八項の厚生労働大臣が定める基準

(1) 趣旨

新児童福祉法第 25 条の 2 第 8 項において、要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることが義務付けられたため、当該基準として、修業期間、科目、時間数等を定める。

(2) 内容

- 一 都道府県又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
- 二 講義及び演習により行うものであること。
- 三 修業期間は、おおむね 6 月以内であること。
- 四 講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 五 別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 六 講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

別表

区分	科目	時間
講義	児童の権利擁護と倫理	1.5
	児童家庭相談援助制度及び実施体制	1.5
	要保護児童対策地域協議会の運営	1.5
	児童相談所の役割と連携	1.5
	児童家庭相談の運営と相談援助のあり方	1.5
	社会的養護と市区町村の役割	1.5
	児童の成長・発達と生育環境	1.5
	児童の生活に関する諸問題	1.5
	児童家庭支援のためのソーシャルワーク	1.5
	児童虐待への対応	1.5
	母子保健の役割と保健機関との連携	1.5
	児童の所属機関の役割と連携	1.5

	児童と家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1.5
演習	要保護児童対策地域協議会の運営	1.5
	児童家庭相談の運営と相談援助のあり方	1.5
	児童家庭支援のためのソーシャルワーク	1.5
	会議の運営とケース管理	1.5
	児童虐待への対応	3.0

4 児童福祉法施行規則第六条第十一号の厚生労働大臣が定める講習会

(1) 趣旨

「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成 29 年厚生労働省令第 38 号）による改正後の児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)第 6 条第 11 号及び第 12 号において、

- ・ 社会福祉主事たる資格を得た後の、①社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間、②児童相談所の所員として勤務した期間の合計が 2 年以上である者
- ・ 社会福祉主事たる資格を得た後 3 年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司に任用する場合は、厚生労働大臣の定める講習会の課程を修了することが新たに要件とされたため、当該講習会の課程を定める。

(2) 内容

講習会の課程は、「児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会」（平成 29 年厚生労働省告示第 130 号）に定める講習会の課程と同じとする。